

計画策定年度	令和2年度
計画主体	日南町 日野町 江府町

日野郡鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 日南町 農林課
所在地 鳥取県日野郡日南町霞800番地
電話番号 0859-82-1114
FAX番号 0859-82-1478
メールアドレス s0550@town.nichinan.lg.jp

< 連絡先 >

担当部署名 日野町 産業振興課
所在地 鳥取県日野郡日野町根雨101
電話番号 0859-72-2101
FAX番号 0859-72-1484
メールアドレス sangyou@town.hino.tottori.jp

< 連絡先 >

担当部署名 江府町 農林産業課
所在地 鳥取県日野郡江府町大字江尾475
電話番号 0859-75-6610
FAX番号 0859-75-3455
メールアドレス k_nourin@town-kofu.jp

< 連絡先 >

担当部署名 日野郡鳥獣被害対策協議会
所在地 鳥取県日野郡日野町根雨140-1
電話番号 0859-72-1399
FAX番号 0859-72-1399
メールアドレス hino_choju@sea.chukai.ne.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンアナグマ、ヌートリア、アライグマ、アオサギ・コサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、カワウ、ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	日野郡（日南町、日野町、江府町）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和1年度）

指標	地域	被害の現状			
		品目	面積(a)	被害額(千円)	
イノシシ	日野郡	水稲、畦畔の掘り起こし、野菜	722.7	7,431.1	
	内訳	日南町	水稲、畦畔の掘り起こし、野菜	319.4	2,649.6
		日野町	水稲、畦畔の掘り起こし	227.7	2,504.0
		江府町	水稲、畦畔の掘り起こし	175.6	2,277.5
ニホンジカ	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
ニホンザル	日野郡	スイートコーン、豆類	0.15	2.3	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	スイートコーン、豆類	0.15	2.3
ニホンアナグマ	日野郡	トマト、スイートコーン、いちご	1.6	152.2	
	内訳	日南町	トマト、スイートコーン、いちご	1.6	152.2
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
ヌートリア	日野郡	水稲	0.51	11.1	
	内訳	日南町	水稲	0.01	0.1
		日野町	—	—	
		江府町	水稲	0.5	11.0
アライグマ	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
サギ類	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
カラス類	日野郡	—	0.1	0.3	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	0.1	0.3
カワウ	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	

(2) 被害の傾向

○イノシシ

通年で被害が発生している。被害作物は水稲が主であり、そばや大豆、ジャガイモなどの被害も発生している。被害状況は水稲の食害及び踏付け被害が主であるが、畦畔や水路周辺部の掘り起こしによる被害も発生している。侵入防止柵の整備により、整備済の区域においては被害が減少している。しかし集落を大きく囲った地域や未整備の地域では被害が継続している。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日南町	被害額(千円)	1,143	2,390	5,844	1,850	2,650
	被害面積(a)	91	157	489	218	319.4
日野町	被害額(千円)	613	2,194	3,728	1,023	2,504
	被害面積(a)	55	166	329.6	93	227.7
江府町	被害額(千円)	926	1,443	2,928	1,773	2,278
	被害面積(a)	95	118	221	120	176

○ニホンジカ

日野郡鳥獣被害対策実施隊が行った調査では、鳥取県が行った調査よりも高い数値を示しており、一部地域では生息密度が非常に高いことが想定されている。今後、生息数のさらなる増加、農林業への被害増加が懸念される。

○ニホンザル

平成25年から27年は、日南町の石見地区で岡山県側から侵入したニホンザルの群れによる畑作物被害が発生したが、住民による追払い体制を構築し、平成28年は住民による早期発見、早期追払いにより被害拡大を防止でき、近年は被害が減少している。

江府町はこれまで被害は発生していなかったが、平成28年度に数頭のニホンザルによる小規模な被害が断続的に発生した。以降、断続的に被害が発生している。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日南町	被害額(千円)	18	—	—	—	—
	被害面積(a)	1	—	—	—	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	42	32	14	4
	被害面積(a)	—	1	3	1	1

○ニホンアナグマ

平成28年に日南町でトマトの食害およびビニルハウスの毀損、スイートコーンの食害が確認された。3町ともに家庭菜園の被害は継続しており、数値にできない被害は発生している。今後も被害の増加が懸念される。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日南町	被害額(千円)	—	117	89	89	152
	被害面積(a)	—	3	1	1	1.62
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—

○ヌートリア

水稲、野菜の食害が断続的に発生している。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日南町	被害額(千円)	11	—	—	—	—
	被害面積(a)	1	—	—	—	—
日野町	被害額(千円)	2	217	—	—	—
	被害面積(a)	1	14	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	13	—	—	11
	被害面積(a)	—	2	—	—	1

○アライグマ

日野郡鳥獣被害対策実施隊の林内調査カメラに1回、日野町の住民宅の監視カメラに1回の計2回アライグマは撮影されており、当地での生息が確認されている。農業被害は報告されていないが、目撃情報の収集等を行っている。農業被害の発生が懸念される。

○サギ類

田植え直後から水田に飛来し、苗の踏付け被害が発生している。
また、被害数値の把握は出来ていないが、日野川水系のアユ、ヤマメ等の食害が発生している。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—

○カラス類

田植え後の水稻の踏付け被害及び作付け直後の野菜苗、種子等の引抜き被害が発生している。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	4
	被害面積(a)	—	—	—	—	1

○カワウ

被害数値の把握は出来ていないが、日野川水系のアユ、ヤマメ等の食害が発生している。

○ツキノワグマ

近年、目撃数が増加している。農作物等への食害は発生していないが、圃場を横切った際の稲の踏付け被害が発生している。また平成29年度からイノシシ用のくくり罠や箱わなで錯誤捕獲されることが発生している。

(3) 被害の軽減目標

現状より30%の軽減を目標とする。

指 標	地 域	現状値(令和1年度)		目標値(令和4年度)		
		面積(a)	被害額(千円)	面積(a)	被害額(千円)	
全対象鳥獣	日野郡	728	7,603	509	5,322	
	内 訳	日南町	321	2,802	225	1,961
		日野町	228	2,504	159	1,753
		江府町	179	2,297	125	1,608

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： 町が指定した有害鳥獣捕獲員が捕獲を実施している。 <p>【捕獲機材の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： 日野郡鳥獣被害対策協議会が捕獲機材（箱わな）を購入し、各町に貸出している。各町は有害鳥獣捕獲員に貸出し、管理している。 <p>【捕獲従事者の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日南町： 狩猟免許所持者の増加に向け、取得に係る経費の半額補助を行っている。 	<p>【捕獲体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： イノシシについては、農地の防衛が優先事項であり、捕獲は補完的な対策であると考えている。 しかしニホンジカについては、今後さらなる増加が予測されるので、捕獲の担い手の確保、捕獲体制の構築、ICTの活用が必要である。
侵入防止柵の設置に関する取組	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日南町： 個人的な設置や、小規模なグループ等による設置が主であり、突発的な被害に対して対応する取り組みが主であった。研修会等を受講することで、集落内での合意形成を図り、国庫事業等を活用して集落単位での侵入防止柵の設置を推奨していく。 ○日野町： 国庫補助事業活用により、集落単位での取組推進が図れてきたため、侵入防止柵の未整備地区が減少、整備済地区においては、野生動物の生態及び侵入防止柵の設置講習等の受講により、被害防止に対する意識向上が図られている。 ○各町共通： 国庫事業等を活用し、集落単位での侵入防止柵の設置を推奨している。事業活用にあたっては、日野郡鳥獣被害対策協議会によるイノシシ対策の基本研修を受講すること、侵入防止柵の施工前研修または現地指導を受けることを原則としている。 	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日南町： 農地所有者の高齢化や、受益農家の減少等に伴い、設置や維持管理に係る経費、労力等の負担が増大している。 ○日野町： 農家の高齢化が著しい小規模集落においては、設置及び管理に係る労力が大きな負担となっている。また、防止柵の管理年数が14年と長期的な管理を求められることで取組みを断念する集落も多く、今後は普及進捗が鈍化していく見込みである。容易な設置と管理が可能となる侵入防止柵の開発が望まれている。

(5) 今後の取組方針

日野郡鳥獣被害対策協議会	<p>実施隊により次のとおり活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害等に対し、迅速な現地調査を行い、加害動物および侵入経路の特定を行い、有害鳥獣の生態・行動特性等の防止対策に必要な情報の提供及び効果的な対策の指導を行う。また定期パトロールにより被害状況の情報収集を行い、被害拡大防止を図る。 ○ 国庫事業、県事業を用いて侵入防止柵を設置する場合は、住民間の合意形成促進や効果を最大限発揮できるよう、日野郡鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策基本研修を必須としている。また計画策定時から住民と共に現地確認を行い、細部まで設計し、設置の際には設置前研修や現地指導を行い、侵入防止柵の効果が最大限発揮できるよう努める。 ○ 間雲な捕獲ではなく、加害個体を捕獲するために、被害農地近くかつ地域住民の安全を確保した捕獲を実施する必要がある。そのため捕獲資材は箱わなとし、当協議会から貸し出を行うと共に、その運用方法や新規有害鳥獣捕獲員への指導を行い、効率的かつ効果的な捕獲を推進する。 ○ 現在の有害鳥獣捕獲員が高齢化していることに加えて、新規の者も高齢化しており、将来的に有害鳥獣捕獲員が減少すると予測している。また、ニホンジカの生息数が増加しており、奥山での捕獲が必要になってきている。そのため、少数の捕獲者で捕獲効率を高める必要があり、ICT技術を積極的に導入し、少人数での効率的な捕獲が可能になるよう体制づくりを図る。 ○ 地域住民に対して、追払い用煙火の講習会及び被害対策の研修会等を実施し、鳥獣被害防止活動の取組みを推進する。また、地域の生涯学習や児童を対象とした食育・環境教育等を通じて、農作物の鳥獣による被害を減らし、野生動物と人間が共生できる地域づくりを目指し、野生動物の生態、かかわり方を啓発する。 ○ 鳥獣被害対策における人員の不足を補えるような鳥獣被害対策を通じた都市農村交流や農学連携などを関係機関と企画する。
日野郡各町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落単位での住民参加型被害対策を進める。広域的に侵入防止柵の設置を進め、効果的な防護を図る。 ○ 中山間地域等直接支払制度等を活用して、集落単位による侵入防止柵の設置及び設置後の維持管理に努めていく。 ○ 獣類は捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲員による捕獲活動を行う。 ○ 鳥類は捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲員による追払い及び捕獲活動を行う。 ○ 今後も捕獲活動への支援を行い、捕獲活動の強化を図る。 ○ 追払い活動への支援を行い、追払い体制の維持を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害鳥獣捕獲員は前年度狩猟登録をしたものに限り、町が指定する。 ○ 日野郡鳥獣被害対策協議会は各町を經由し、有害鳥獣捕獲員へ箱わな等の捕獲資材の貸与を行う。 ○ 日野郡鳥獣被害対策実施隊は直接的に捕獲は行わないが、有害鳥獣捕獲員の不足した地域や緊急を要する捕獲の際には、捕獲の補助(箱わなの運搬、維持管理)を行う。捕獲檻の設置、止刺しは有害鳥獣捕獲員が行う。 				
【令和1年度狩猟登録者構成状況(令和2年3月現在)】				
		第1種銃猟のみ登録	ワナ猟のみ登録	第1種銃猟・ワナ猟登録
	日野郡	5人	72人	45人
内訳	日南町	2人	31人	24人
	日野町	3人	18人	14人
	江府町	0人	23人	7人

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度 ～令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンアナグマ ヌートリア アライグマ サギ類 カラス類 カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わなの整備。 ・日野郡鳥獣被害対策実施隊の構成員を狩猟免許保有者と非保有者で構成し、保有者の指導により狩猟免許の取得及び狩猟技術の習得を行い、有害鳥獣捕獲員の育成に努める。少人数での捕獲効率の向上と若手有害鳥獣捕獲員育成を目的にICT機器の導入を推進する。 ・外来生物については防除実施計画に基づき捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

イノシシの生息数は年内でも変動が大きく、気象条件及び環境条件によっても変動が大きいため、生息数推定が困難である。そのため数値目標は設定しにくい。現状の被害農地や侵入防止柵を設置した農地周辺で加害個体を捕獲することにより、一定の被害抑制効果は得られていると考えている。近年、暖冬により冬季の自然死が減少しているのか、捕獲数が高い数値で推移している。また令和2年度は、冬季の集中的な捕獲を試験的に実施するため、令和1年度のCSF対策での捕獲数、狩猟による捕獲数を加味し、1700頭の捕獲を計画した。令和3年度以降は、令和2年度の集中捕獲の結果を合わせて検討し捕獲計画を調整したいと考える。

○ニホンジカ

各町いずれも生息数が増加していると推定されており、今後もさらなる増加が懸念される。平成30年度に鳥取県が示している各町の推定生息数の最大値は、日南町は約540頭、日野町は約280頭、江府町は約600頭であり、その合計は1,420頭となっている。これらの状況を踏まえ、生息数の増加を抑えることを念頭に置き、推定生息数の約25%を3年後の捕獲目標数に設定する。また皆伐再造林を検討している林地から優先的に捕獲を実施する体制を構築する。

○ヌートリア

ヌートリアに対しては地域からの完全排除を最終目標としている。各町で断続的に被害が発生しており、近年捕獲数が増加傾向にあるため、過去5年の最大捕獲数よりも多めに設定する。

年度別捕獲実績数及び捕獲計画数

指 標	地 域	捕獲実績数					捕獲計画数			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	日野郡	318頭	489頭	431頭	727頭	1292頭	1700頭	1700頭	1700頭	
	内 訳	日南町	137頭	219頭	239頭	369頭	678頭	800頭	800頭	800頭
		日野町	96頭	154頭	109頭	231頭	233頭	450頭	450頭	450頭
		江府町	85頭	116頭	83頭	127頭	381頭	450頭	450頭	450頭
ニホンジカ	日野郡	21頭	30頭	43頭	54頭	63頭	150頭	240頭	360頭	
	内 訳	日南町	7頭	10頭	17頭	11頭	12頭	50頭	80頭	120頭
		日野町	3頭	10頭	16頭	35頭	23頭	50頭	80頭	120頭
		江府町	11頭	10頭	10頭	8頭	28頭	50頭	80頭	120頭
ヌートリア	日野郡	5頭	2頭	9頭	11頭	9頭	45頭	45頭	45頭	
	内 訳	日南町	—	—	—	1頭	4頭	15頭	15頭	15頭
		日野町	2頭	—	2頭	—	—	15頭	15頭	15頭
		江府町	3頭	2頭	7頭	10頭	5頭	15頭	15頭	15頭

捕獲等の手段

○イノシシ・ニホンジカ

- ・捕獲手段：囲いわな、箱わな、くくりわな及び銃を基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○ヌートリア

- ・捕獲手段：箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

—

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵の整備内容の設定の考え方

近年の侵入防止柵整備実績、集落からの要望数等を考慮し、整備内容を設定するとともに、計画的・効果的な整備を進める。

整備実績

(単位：m)

イノシシ	地域		柵の種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	
	内 訳	日野郡		ワイヤーメッシュ・金網柵	37,513	16,233	35,655	38,384	29,797
		電気柵	27,260	31,817	22,855	8,198	19,114		
		ネット・トタン柵	350	500	0	0	300		
日南町				ワイヤーメッシュ・金網柵	16,480	8,417	12,265	7,961	6,355
				電気柵	19,910	8,950	15,340	6,400	17,754
				ネット・トタン柵	50	—	—	—	300
日野町				ワイヤーメッシュ・金網柵	9,989	—	8,000	6,480	3,770
				電気柵	750	2,300	770	760	0
				ネット・トタン柵	—	—	—	—	—
江府町				ワイヤーメッシュ・金網柵	11,044	7,816	15,390	23,943	19,672
				電気柵	6,600	20,567	6,745	1,038	1,360
				ネット・トタン柵	300	500	—	—	—

整備計画

イノシシ	地域		整備内容		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
内 訳	日野郡		ワイヤーメッシュ柵等 26,000m 電気柵 6,300m	ワイヤーメッシュ柵等 22,000m 電気柵 6,300m	ワイヤーメッシュ柵等 22,000m 電気柵 6,300m
	日南町		ワイヤーメッシュ柵等 12,000m 電気柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵等 8,000m 電気柵 5,000m	ワイヤーメッシュ柵等 8,000m 電気柵 5,000m
		日野町	ワイヤーメッシュ柵等 4,000m 電気柵 300m	ワイヤーメッシュ柵等 4,000m 電気柵 300m	ワイヤーメッシュ柵等 4,000m 電気柵 300m
	江府町		ワイヤーメッシュ柵等 10,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 10,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 10,000m 電気柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

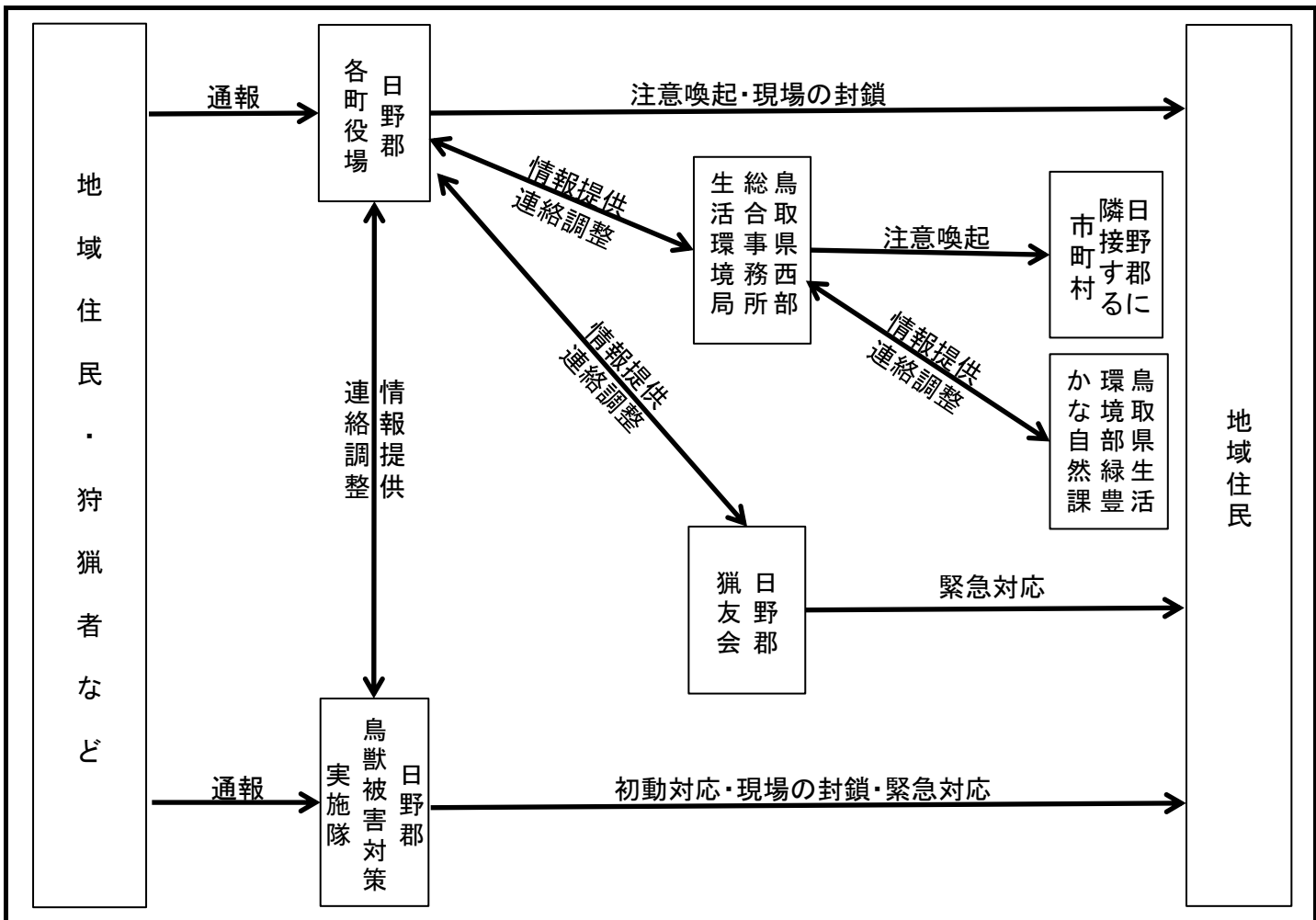
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和2年度 ～令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンアナグマ ヌートリア アライグマ サギ類 カラス類 カワウ ツキノワグマ	日野郡鳥獣被害対策協議会実施隊が主体となり、次のとおり取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の適切な維持・管理の指導 ・ 農作物残さ、生ゴミ等の除去指導 ・ 追い払い用煙火講習会の開催 ・ 被害防止対策等の講習会の開催

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
日 南 町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の封鎖、防災無線による注意喚起
日 野 町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の封鎖、防災無線による注意喚起
江 府 町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の封鎖、防災無線による注意喚起
鳥取県西部総合事務所生活環境局	各関係機関との連絡・調整、情報提供、隣接市町村への注意喚起
日野郡鳥獣被害対策協議会(実施隊)	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の初動対応、現場の封鎖、緊急対応
日野郡猟友会	各関係機関との連絡・調整、情報提供、緊急対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣は、現在捕獲者により埋設等の処理がされている。今後は、捕獲者の労力減少のため、焼却施設の活用や減容化施設の導入等を検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

日野郡の主たる加害獣はイノシシであり、鳥獣被害対策は農地の防御を重視している。基本的に防御してもなお、農地を利用しようとする個体を捕獲するように考えているため捕獲数は他地域に比べて少ないが、現在日野郡三町において個人2件、任意組織1件で食肉処理施設の認可を取り、食肉販売している施設がある。その他有効利用を含め今後の生息状況や捕獲状況、利活用状況に合わせ必要に応じ協議を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 : 日野郡鳥獣被害対策協議会

構成機関の名称	役割
日南町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
日野町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
江府町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
鳥取西部農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、農業者への防除対策の啓発等
鳥取県農業共済組合西部支所	有害鳥獣関連情報の提供等
日野郡猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲技術指導等
日南町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供等
鳥取日野森林組合	有害鳥獣関連情報の提供等
日南町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
日野町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
江府町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
鳥取県西部総合事務所生活環境局	鳥獣の保護、狩猟に関する情報提供及び指導等
鳥取県西部総合事務所日野振興センター	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営

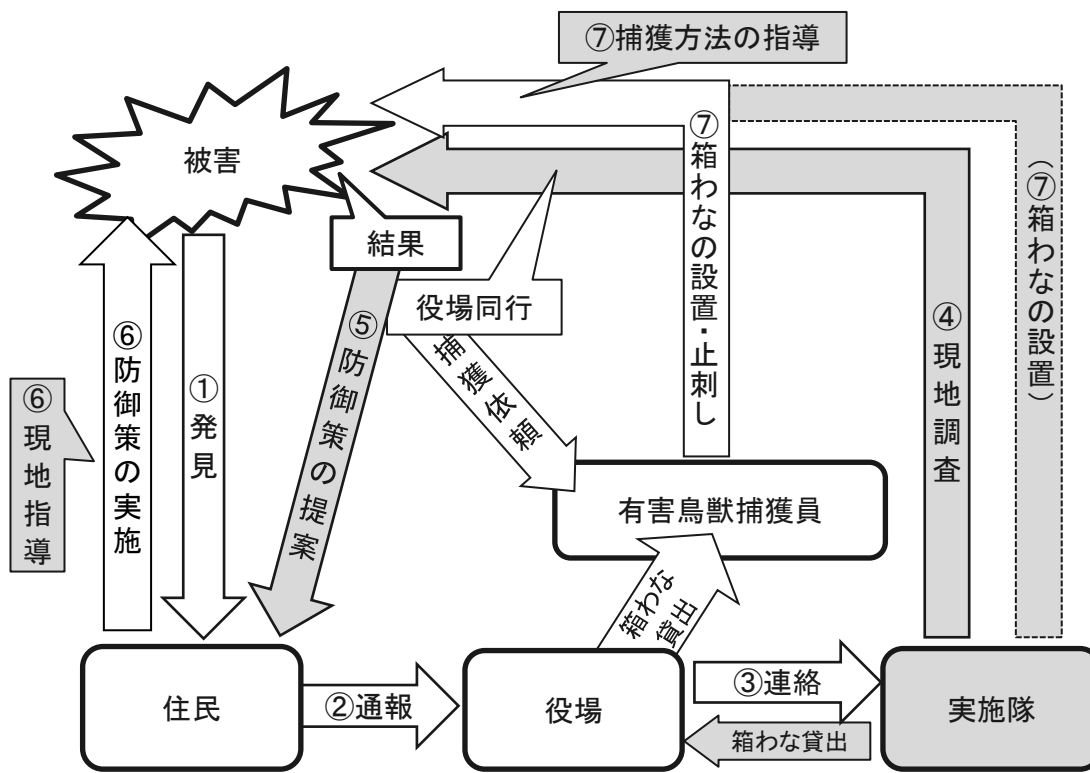
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	鳥獣の保護、狩猟に関する情報提供及び指導等
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター	有害鳥獣被害対策の情報提供及び技術支援等
日野郡各町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣の捕獲

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

日野郡鳥獣被害対策協議会は3町から任命された隊員で構成する実施隊（チーフ1名、隊員3名）を設置し、広域的に対策に取り組む。取組としては、次のとおりである。

- 被害等に対し、迅速な現地調査を行い、加害動物および侵入経路の特定を行い、有害鳥獣の生態・行動特性等の防止対策に必要な情報の提供及び効果的な対策の指導を行う。また定期パトロールにより被害状況の情報収集を行い、被害拡大防止を図る。
- 国庫事業、県事業を用いて侵入防止柵を設置する場合は、住民間の合意形成促進や効果を最大限発揮できるよう、日野郡鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策基本研修を必須としている。また計画策定時から住民と共に現地確認を行い、細部まで設計し、設置の際には設置前研修や現地指導を行い、侵入防止柵の効果が最大限発揮できるよう努める。
- 間雲な捕獲ではなく加害個体を捕獲するために、被害農地近くかつ地域住民の安全を確保した捕獲を実施する必要がある。そのため捕獲資材は箱わなとし、当協議会から貸し出を行うと共に、その運用方法や新規有害鳥獣捕獲員への指導を行い、効率的かつ効果的な捕獲を推進する。
- 現在の有害鳥獣捕獲員が高齢化していることに加えて、新規の者も高齢化しており、将来的に有害鳥獣捕獲員が減少すると予測している。また、ニホンジカの生息数が増加しており、奥山での捕獲が必要になってきている。そのため、少数の捕獲者で捕獲効率を高める必要があり、ICT技術を積極的に導入し、少人数での効率的な捕獲が可能になるよう体制づくりを図る。
- 地域住民に対して、追い払い用煙火の講習会及び被害対策の研修会等を実施し、鳥獣被害防止活動の取組みを推進する。また、地域の生涯学習や児童を対象とした食育・環境教育等を通じて、農作物の鳥獣による被害を減らし、野生動物と人間が共生できる地域づくりを目指し、野生動物の生態、かかわり方を啓発する。
- ニホンジカの生息状況調査(定点撮影による観測、糞塊密度調査)を継続し、日野郡内の詳細な情報を蓄積する。また事前調査、捕獲、事後調査を一体的に行い、捕獲の効果も併せて調査する。ニホンジカ対策は鳥取県と協力して推進していくこととする。
- 実施隊員を被害対策の指導者および有害鳥獣捕獲員となるよう、活動及び研修会等を通じ育成する。
- 鳥獣被害対策における人員の不足を補えるような鳥獣被害対策を通じた都市農村交流や農学連携などを関係機関と企画する。
- 被害発生時の実施隊の役割について(■が実施隊)



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—